

## 軽米町新規求職者等地域雇用促進奨励金交付要綱

### (目的)

第 1 条 新規求職者等の地元就職を促進し、雇用の場の確保及び拡大を図るとともに地域活性化に資するため、新規求職者等を雇用した町内の事業主に対し、予算の範囲内で、軽米町補助金交付規則(昭和 44 年軽米町規則第 20 号。以下「規則」という。)及びこの要綱により、軽米町新規求職者等地域雇用促進奨励金(以下「奨励金」という。)を交付する。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業主 軽米町内において事務所、店舗若しくは営業所又は工場等の事業場(以下「事業所」という。)を有し、現に事業を営む者で、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)の適用を受けているものをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する事業を営むものを除く。
- (2) 役員等 事業主が個人である場合にはその者を、事業主が法人である場にはその役員及びその支店並びに常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所を代表する者をいう。
- (3) 不正受給 故意若しくは重大な過失により交付申請書等に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない奨励金を受け、又は受けようとすることをいう。ただし、交付申請書等の記載誤りが故意又は重大な過失によらない軽微なものと認められる場合はこの限りではない。
- (4) 常用雇用者 期間の定めのない労働者又は 1 年以上の雇用が見込まれ、かつ、1 週間の所定労働時間が 30 時間以上の労働者として雇用された者をいう。
- (5) 新規求職者等
  - ア 町内に住所を有する 40 歳以下の者をいう。ただし、「外国人技能実習制度」などの就労ビザによる外国人労働者を除く。
  - イ その他町長が認めた者

### (奨励金の交付対象事業主)

第 3 条 奨励金の交付対象となる事業主(以下「交付対象事業主」という。)は、前条に規定する新規求職者等を常用雇用者として 1 年以上継続して雇用し、かつ、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 町税及び料金等を滞納している者
- (2) 法令で加入を義務付ける社会保険等に参加していない者(法令で対象外とされている場合はこの限りでない。)
- (3) 奨励金の交付を申請する日から過去 3 年間に不正受給を行ったこ

とがある者

- (4) 前年度において、奨励金の交付対象事業所の労働者(以下「労働者」という。)を対象とした求人の取消しをしている者、労働者の採用内定の取消しをしている者又は労働者を対象とした内定済みの求人を公共職業安定所に提出している者
  - (5) 前年度において、事業主の都合又は第4条に規定する交付対象者の雇用を理由として、労働者を解雇又は雇い止めをした事実がある者。ただし、次のいずれかに該当する場合にはこの限りではない。
    - ア 当該労働者の責に帰すべき重大な事由による解雇
    - イ 天災事変その他やむを得ない事由により事業の継続が不可能となったことによる解雇
  - (6) 役員等が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)であると認められるとき又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していると認められる者。
  - (7) 国又は地方公共団体等が、出資又は恒常的に運営費等に対しての助成をしている者
- 2 交付対象事業主は、この奨励金交付事業を理由として労働条件を低下させてはならない。また、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他の関係法令を遵守し、労働条件の向上を図るように努めなければならない。

(奨励金の交付対象者)

第4条 奨励金の交付対象は、前条に規定する交付対象事業主に新たに常用雇用者として、町内の事業所に1年以上継続して雇用された新規求職者等(以下「交付対象者」という。)とし、かつ、次の各号のいずれにも該当しないもの者とする。

- (1) 役員等及びその2親等以内の親族である者
  - (2) 雇入れに係る費用が、国又は地方公共団体等が支給する他の補助金等の支給対象となっている者
  - (3) 新軽米町総合発展計画に基づき、町が推進する町づくり施策に適合しない事業により雇用された者
  - (4) 過去にこの要綱による交付対象者として奨励金の交付を受け、第5条に規定する交付対象期間が終了し、奨励金の交付が完了している者(交付対象期間の中途に離職した場合も含む。)
- 2 交付対象者の年齢基準は、交付対象事業主が交付対象者を雇い入れた日(内定通知を行った日から雇い入れる日の前日までの日を除く。以下「雇入れ開始日」という。)における満年齢をもって基準とする。

(奨励金の交付対象期間)

第5条 奨励金の交付対象期間は、雇入れ開始日の属する月の翌月の初日(雇入れ開始日が月の初日の場合は、当該雇入れ開始日)を起算日

(以下「起算日」という。)として3年間とする。

- 2 交付対象者が、前項に規定する交付対象期間の中途に離職(以下「中途離職」という。)をした場合には、離職した日をもって交付対象期間の終了とする。

(奨励金の交付等)

第6条 交付対象事業主が、交付対象者を1年以上継続して雇用した場合の奨励金の交付額は、交付対象者の交付対象期間に応じて、起算日から1年を経過するごとの期間(以下「年交付対象期間」という。)の最初の1年を1年目、その後の1年を2年目、残りの1年を3年目とし、別表に掲げる奨励金年額とする。ただし、交付対象者が2年目以降の年交付対象期間に中途離職をした場合における奨励金の額は、当該年交付対象期間の初日から離職した日までの雇用月数(1月未満切捨て)による年交付対象期間に応じて、別表に掲げる奨励金月額により算定した額とする。

- 2 奨励金は、前項の規定により算定した額を交付対象者の年交付対象期間の末日の翌日に属する年度(以下「交付年度」という。)に、第3条に規定する交付対象事業主に対し、交付年度の交付対象者分の奨励金(以下「年度交付額」という。)を一括して交付するものとする。前項ただし書きに定める奨励金については、交付対象者が中途離職する前の前項前段に定める年交付対象期間による交付年度に交付するものとする。

(奨励金の交付申請)

第7条 奨励金の交付を受けようとする交付対象事業主(以下「申請者」という。)は、町長が別に定める期日までに、年度交付額に係る新規求職者等地域雇用促進奨励金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)に関係書類を添えて、町長に提出するものとする。

(奨励金の交付決定)

第8条 町長は、前条の交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、奨励金の可否及び年度交付額を決定し、申請者に新規求職者等地域雇用促進奨励金交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(奨励金の変更等)

第9条 奨励金の交付決定を受けた者は、中途離職等やむを得ない事情により奨励金の額に変更等がある場合には、町長が別に定める期日までに、新規求職者等地域雇用促進奨励金変更承認申請書(様式第7号)に関係書類を添えて、町長に提出し承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により承認した場合には、新規求職者等地域雇用促進奨励金変更承認通知書(様式第8号)により通知するものとする。

る。

(実績報告)

第10条 第8条の規定により年度交付額の決定を受けた交付対象事業主は、町長が別に定める期日までに、年度交付額にかかる新規求職者等地域雇用促進奨励金実績報告書(様式第9号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(奨励金の交付請求)

第11条 申請者は、町長が別に定める期日までに、新規求職者等地域雇用促進奨励金交付請求書(様式第10号)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(奨励金の申請の取下期日)

第12条 規則第7条に規定する申請の取下げは、奨励金交付の決定通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(奨励金の申請書類等)

第13条 規則及びこの要綱により定める書類等並びにその提出期日は、別表のとおりとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成24年4月1日からの交付対象期間に係る奨励金から適用する。

## 別表(第6条関係)

	奨励金月額 (A)		奨励金年額 (A×12月)	備 考
交付対象者一人につき	1年目	51,000円	612,000円	※交付対象事業主は、要綱第3条に規定する事業主である。
	2年目	20,000円	240,000円	
	3年目	14,000円	168,000円	
	合 計		1,020,000円	

備考 交付対象事業主に対する年度交付額は、上記奨励金の額により算定した交付年度における奨励金の総額が600万円を超える場合においては、600万円を限度とする。

別表(第 13 条関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	部数	提出期日
規則第 3 条及び要綱第 7 条の規定による書類	新規求職者等地域雇用促進奨励金交付申請書 1 交付対象者一覧(当初) 2 雇用年月日等証明書 3 職務経歴等確認書 4 事業主(役員等)名簿 5 登記簿の謄本(履歴事項全部証明書; 法人の場合に限る) 6 印鑑証明書(事業主のもの) 7 納税証明書(事業主のもの) 8 雇用保険被保険者資格取得等の確認ができるもの 9 1 週間の所定労働時間が 30 時間以上であることを確認できるもの 10 その他町長が必要と認める書類	第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 4 号 第 5 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	別に定める
規則第 4 条及び要綱第 8 条の規定による書類	新規求職者等地域雇用促進奨励金交付決定通知書	第 6 号		
規則第 5 条及び要綱第 9 条の規定による書類	新規求職者等地域雇用促進奨励金変更承認申請書 1 交付対象者一覧(変更) 2 雇用年月日等証明書 3 職務経歴等確認書 4 雇用保険被保険者資格取得等の確認ができるもの 5 1 週間の所定労働時間が 30 時間以上であることを確認できるもの 6 その他町長が必要と認める書類	第 7 号 第 2 号 第 3 号 第 4 号	1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部	年度交付額の決定通知後に変更事由が生じた場合においては、速やかに(交付年度の末日まで)
規則第 5 条及び要綱第 9 条の規定による書類	新規求職者等地域雇用促進奨励金変更承認書	第 8 号		
要綱第 10 条の規定による書類	新規求職者等地域雇用促進奨励金実績報告書 1 交付対象者一覧(実績) 2 雇用年月日等証明書(実績) 3 その他町長が必要と認める書類	第 9 号 第 2 号 第 3 号	1 部 1 部 1 部 1 部	年度交付額が確定した日から当該年度の末日まで
規則第 12 条及び要綱第 11 条の規定による書類	新規求職者等地域雇用促進奨励金交付請求書 1 新規求職者等地域雇用促進奨励金交付決定通知書の写し 2 その他町長が必要と認める書類	第 10 号	1 部 1 部 1 部	事業が完了後速やかに

